

誓 約 書

早島町中小企業応援事業補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

記

- 1 交付金申請時点において、町内に主たる事業所等を有しており、引き続き町内で事業を継続します。
- 2 この申請に関し、要綱第3条の要件を満たし、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や補助金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 3 この申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等のため、早島町が行政機関や警察等に調査・照会を行うことに同意します。また、早島町から報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 この申請に関し、早島町中小企業応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条第1項各号の規定に該当することとなった場合は、交付決定の取消や補助金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 5 早島町が当該補助金の効果検証及び中小企業者等の事業状況等に係るアンケート調査等を行う場合、この申請に係る書類等の内容を使用することに同意します。
- 6 申請内容に不正があった場合等、必要がある場合には、補助金の交付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- 7 当方及び当方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。
 - (1) 暴力団員等（早島町暴力団排除条例（平成23年早島町条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（早島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

早島町長 様

所在地又は住所
事業所名
代表者職・氏名

⑩